

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則

制定 平成 18 年 3 月 15 日
改正 平成 18 年 4 月 27 日
改正 平成 19 年 9 月 28 日
改正 平成 19 年 12 月 3 日
改正 平成 20 年 11 月 26 日
改正 平成 22 年 3 月 31 日
改正 平成 22 年 6 月 24 日
改正 平成 23 年 8 月 17 日
改正 平成 23 年 11 月 1 日
改正 平成 24 年 12 月 14 日
改正 平成 24 年 12 月 26 日
改正 平成 25 年 1 月 8 日
改正 平成 25 年 10 月 31 日
改正 平成 27 年 1 月 26 日
改正 平成 27 年 10 月 13 日
改正 平成 30 年 12 月 3 日
改正 令和 2 年 9 月 4 日
改正 令和 4 年 7 月 13 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
 - 第 2 章 取扱外国株券等（第 4 条－第 4 条の 2）
 - 第 3 章 外国株券等機構加入者
 - 第 1 節 口座開設手続（第 5 条－第 7 条）
 - 第 2 節 外国株券等機構加入者の届出等（第 8 条）
 - 第 3 節 外国株券等機構加入者の口座の廃止（第 9 条）
 - 第 4 章 外国株券等の保管及び振替に関する取扱い
 - 第 1 節 外国株券等の預託等（第 10 条－第 12 条）
 - 第 2 節 外国株券等の保管の取扱い（第 13 条）
 - 第 3 節 預託外国株券等の不足の補てん（第 14 条－第 16 条）
 - 第 4 節 口座振替（第 17 条－第 33 条）
 - 第 5 節 外国株券等の交付等（第 34 条－第 37 条）
 - 第 5 章 預託外国株券等に係る権利処理等
 - 第 1 節 機構を通じた権利処理等（第 38 条－第 41 条）
 - 第 2 節 配当等の処理（第 42 条）
 - 第 3 節 外国株券等実質株主に関する資料等の提供（第 43 条）
 - 第 6 章 雑則（第 44 条）
- 附則

第1章 総則

(用語)

第1条 この細則において、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

(電磁的方法による提供方法)

第2条 規則第8条第1項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものをいう。

- (1) 機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置（以下「統合Web端末」という。）からの入出力
- (2) 機構と外国株券等機構加入者又は株式事務取扱機関との間におけるコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって、機構が適当と認めるもの（以下「外株ファイル伝送」という。）
- (3) 前号以外の機構と外国株券等機構加入者間との間におけるコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの（以下「オンライン・リアルタイム接続」という。）
- (4) 外国株券等機構加入者又は株式事務取扱機関が機構に対して行う「Target 保振サイト接続」（株式等の振替に関する業務規程施行規則第34条第1項第1号ホで規定する方法をいう。）
- (5) 機構と取扱外国株券等の発行者との間において規則第12条に規定する通知についてのファクシミリ又は電子メールによる授受
- (6) 機構と現地保管機関との間において、スイフトネットワーク（国際的通信ネットワークのうち Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication と称するネットワークをいう。以下同じ。）又は機構と現地保管機関との間において適当と認める方法によるデータ授受

2 前項に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表1のデータの種別の区分に応じ、同表に定めるところによるものとする。

(障害発生時の取扱い)

第3条 機構は、前条第1項各号に掲げる方法の全部又は一部の障害により情報の授受ができない状況にあり又は困難な状況にあると認める場合には、機構があらかじめ定める様式の電磁的媒体の入出力又はファクシミリ若しくは書面により情報の授受を行うものとする。

2 前項に規定する場合には、機構は、速やかに、その旨をTarget 保振サイト接続その他の手段により外国株券等機構加入者に通知する。

第2章 取扱外国株券等

(取扱外国株券等の要件)

第4条 規則第11条第1項各号に規定する細則で定める要件は、金融商品取引所による上場承認が行われていることとする。

(取扱外国株券等の廃止等の取扱い)

第4条の2 機構は、規則第13条第1項又は第3項の規定により取扱外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該取扱外国株券等の取扱いを廃止するものとする。この場合において、当該取扱外国株券等の発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。

(1) 取扱外国株券等が上場廃止となる場合又は上場が中止される場合

金融商品取引所における取扱外国株券等の売買（以下「取引所取引」という。）に係る最終決済日の翌日又は金融商品取引所への上場が中止された日以降の日であって、機構があらかじめ外国株券等機構加入者に通知した日

(2) 前号の規定にかかわらず、外国株券等の発行者の破産手続、再生手続、更生手続又は解散の事由により上場廃止となる場合であって、次のイからニまでのいずれかに規定するとき

イ 規則第13条第3項第1号のとき

資本金の額の減少の効力発生日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ外国株券等機構加入者に通知した日

ロ 規則第13条第3項第2号のとき

破産手続開始の決定を受けた日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ外国株券等機構加入者に通知した日

ハ 規則第13条第3項第3号のとき

清算結了の登記を行った日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ外国株券等機構加入者に通知した日

ニ イからハまで以外のとき

外国株券等の発行者が規則第13条第3項各号に該当しないと機構が認めた日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ外国株券等機構加入者に通知した日

2 規則第13条第1項から第3項までに規定する取扱外国株券等の預託等及び交付等は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 預託等の取扱い

機構は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日又は金融商品取引所への上場が

中止された日以降、当該取扱外国株券等の預託等を受けないものとする。

(2) 交付等の取扱い

外国株券等機構加入者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日又は金融商品取引所への上場が中止された日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに交付等の請求をしなければならない。ただし、外国株券等の発行者が規則第13条第3項各号に該当する場合には、本文の規定にかかわらず、前項第2号に規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後外国株券等の交付等の請求を行うことができる。

3 規則第13条第4項に規定する処分は、機構が、前項第2号ただし書に定める日までに交付等の請求のない取扱廃止後外国株券等について、遅滞なく行うものとする。

第3章 外国株券等機構加入者

第1節 口座開設手続

(外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続)

第5条 外国株券等機構加入申請者（規則第16条第1項の規定により、口座の開設を申請する者をいう。以下同じ。）は、規則同条同項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「外国株券等口座開設申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 口座の開設を申請する旨
- (5) 申請する口座の種別、属性区分（外国株券等機構加入者の口座において、機構が定める外国株券等を、それ以外の外国株券等と区別するための区分をいう。）及び利用目的
- (6) その他機構の定める事項

2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

- (1) 代表者の印鑑証明書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 次に掲げる事項を約諾する所定の書面
 - イ 機構が定める規則その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
 - ロ 機構が定める外国株券等保管振替決済業務の業務処理の方法に従うこと

- ハ 自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと
- (4) 次に掲げる事項の届出に係る所定の書面
 - イ 登記上の商号又は名称
 - ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - ニ 共通番号（共通番号の指定を受けている場合に限る。）
 - ホ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）
 - ヘ 業務責任者（機構との間の外国株券等保管振替決済業務に係る業務を掌る者をいう。）及び業務担当者（機構との間の外国株券等保管振替決済業務に係る業務を行う者をいう。）の役職名及び氏名
 - ト 機構との間の外国株券等保管振替決済業務に係る業務に使用する印鑑
 - チ その他機構が定める事項

(5) その他機構が定める書類

- 3 外国株券等機構加入申請者が規則第 18 条第 2 項の申請を行うときは、第 1 項の外国株券等口座開設申請書にその旨及び申請の内容を記載するものとする。

(区分口座の取扱い)

第 6 条 規則第 18 条第 2 項の規定により申請することができる区分口座は、機構加入者の口座に設定又は設定を申請したもののうち、別表 2 に定めるものと同一の区分口座コードのものとする。

(区分口座の開設申請の手続)

第 7 条 規則第 18 条第 3 項に規定する細則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「外国株券等区分口座開設申請書」という。）とする。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 区分口座の開設を申請する旨
- (5) 申請する区分口座の口座種別、属性区分及び利用目的
- (6) その他機構が定める事項

第 2 節 外国株券等機構加入者の届出等

(機構の行う外国株券等保管振替決済業務に係る帳簿)

第 8 条 規則第 21 条に規定する細則で定める機構の行う外国株券等保管振替決済業務に係る帳簿は、次に掲げる帳簿とする

- (1) 外国株券等振替口座簿
- (2) 外国株券等実質株主に関する資料等に関する帳簿

第3節 外国株券等機構加入者の口座の廃止

(外国株券等機構加入者の口座の廃止申請の手続)

第9条 規則第22条第1項の規定により外国株券等機構加入者の口座の廃止を申請しようとする外国株券等機構加入者は、所定の口座廃止申請の書面を機構に提出しなければならない。

- 2 規則第22条第2項又は第3項の規定により外国株券等機構加入者の口座を廃止する場合においては、機構は、機構が指定した外国株券等機構加入者の口座の廃止の日の前営業日までに、第17条に規定する振替請求に基づき他の口座への振替をし、又は交付等の請求に基づき外国株券等機構加入者の口座が廃止となる外国株券等機構加入者に交付等を行う。

第4章 外国株券等の保管及び振替に関する取扱い

第1節 外国株券等の預託等

(預託等の訂正又は取消しの指図)

第10条 外国株券等機構加入者は、機構に対して行った外国株券等の預託等について、訂正又は取消しをしようとする場合には、その旨を明らかにして機構に指図しなければならない。

(外国株券等振替口座簿の記載又は記録事項等)

第11条 規則第27条第3項第6号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同項第1号の外国株券等機構加入者の自己口に係る口座を特定するために機構が定めるコード
 - (2) 同項第2号に規定する銘柄を特定するために機構が定めるコード（以下「銘柄コード」という。）
- 2 規則第27条第5項第3号に規定する細則で定める事項は、同項第2号に係る銘柄コードとする。

(外国株券等振替口座簿の写しの請求)

第12条 外国株券等機構加入者又は外国株券等口座管理機関の外国株券等加入者は、機構

に対し、規則第 30 条第 1 項に規定する外国株券等振替口座簿の写しを請求しようとする場合には、所定の申請を機構に対して行わなければならない。この場合において、当該外国株券等加入者が当該申請を請求するときには、当該外国株券等加入者の口座を開設している外国株券等口座管理機関を経由してしなければならない。

第 2 節 外国株券等の保管の取扱い

(口座残高の通知等)

第 13 条 機構は、規則第 43 条により、毎営業日に、外国株券等機構加入者の口座の残高を外国株券等機構加入者に通知する。

2 外国株券等機構加入者は、前項により通知された口座残高と自己が管理する口座残高との照合を行い、相違がある場合には、直ちに、機構に申し出なければならない。

第 3 節 預託外国株券等の不足の補てん

(預託に係る不適格な外国株券等)

第 14 条 規則第 45 条に規定する不適格な外国株券等は、次に掲げる外国株券等をいう。この場合において、当該外国株券等の判断は、外国株券等の発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。

- (1) 公示催告の申立中である外国株券等
- (2) 除権決定があった外国株券等
- (3) 資本の減少、株式の併合又は分割により株式の数の表示が現在の株式の内容と異なる外国株券等
- (4) 合併、株式交換又は株式移転に伴う外国株券等の提供により無効となった外国株券等
- (5) 偽造又は変造された外国株券等
- (6) 質権に関する表示がなされた外国株券等
- (7) 汚損又はき損している外国株券等
- (8) 現地保管機関が受渡物件として不適格と認める外国株券等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、機構が不適格と認める外国株券等

(取締役会が定める限度による補てん)

第 15 条 規則第 46 条第 3 項に規定する取締役会の定める限度は、機構の剰余金相当額とする。

2 前項の機構の剰余金相当額は、事故発生日の属する機構の事業年度の直前事業年度（以下この項において「前期」という。）の末日における純資産額（前期に関する定時総会に

において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。) から、前期の末日における資本金、資本準備金及び利益準備金（前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。）を差し引いた額をいう。

- 3 機構は、前項に規定する機構の剰余金相当額を限度として、その都度、取締役会が定める額により、規則第 46 条第 3 項の規定による外国株券等の補てんをする。

(外国株券等口座管理機関が連帯して行う預託外国株券等の不足の補てん)

第 16 条 規則第 47 条第 2 項に規定する外国株券等口座管理機関が行う預託外国株券等の不足の補てんは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第一次補てん

外国株券等口座管理機関が行う預託外国株券等の不足の補てんに係る補てん総額（以下この条において「外国株券等口座管理機関補てん総額」という。）を規則第 47 条第 2 項の規定により連帯して補てんを行う外国株券等口座管理機関の数で除して得た額（1 円に満たない端数が生じた場合には、切り上げた額）とする。ただし、その額は外国株券等口座管理機関ごとに 200 万円を超えないものとする。

(2) 第二次補てん

次の算式により算出された金額（1 円に満たない端数が生じた場合には、切り上げた額）とする。

$$\begin{array}{r}
 \text{外国株券等} \\
 \text{口座管理機関} \\
 \text{ごとの補てん額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{外国株券等口座} \\
 \text{管理機関補てん総} \\
 \text{額一前号の規定によ} \\
 \text{り支払はれた第一次} \\
 \text{補てんに係る金銭の} \\
 \text{総額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{事故発生日における預託外国株券等の銘柄に} \\
 \text{つき外国株券等口座管理機関ごとの事故発} \\
 \text{生日から起算して直前 1 年間の預託外国株券等} \\
 \text{の数の総数}
 \end{array}
 \dots (a)
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{当該期間の機構の営業日数（休業日以外の日数} \\
 \text{をいう。事故発生日から起算して直前 1 年間に} \\
 \text{おいて外国株券等の口座を開設した外国株券} \\
 \text{等口座管理機関は、当該外国株券等口座管理機} \\
 \text{関の口座開設日から事故発生日までの間の機} \\
 \text{構の営業日数）}
 \end{array}
 }
 \quad (a) \text{の合計}$$

- 2 機構は、前項第 1 号に規定する算式により外国株券等口座管理機関ごとの第一次補てんに係る金額を算出し、当該各外国株券等口座管理機関に通知する。

- 3 外国株券等口座管理機関は、前項の規定により機構から金額を通知された第一次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

- 4 機構は、第 2 項に規定する通知を行った外国株券等口座管理機関から第一次補てんに係る金銭の支払いを確認できた場合であって、なお外国株券等口座管理機関補てん総額の全額の補てんが終了しないときは、遅滞なく第 1 項第 2 号の算式により外国株券等口

座管理機関ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、当該各外国株券等口座管理機関に通知する。

- 5 外国株券等口座管理機関は、前項の規定により機構から金額を通知された第二次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対して支払うものとする。
- 6 機構は、前項の場合において、法律の規定に基づく破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立て（外国株券等の発行者の所在地等の法制度等を勘案するものとする。）がなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の外国株券等口座管理機関（以下この項において「破綻外国株券等口座管理機関」という。）があったときは、当該破綻外国株券等口座管理機関が支払うべき金銭（当該破綻外国株券等口座管理機関が実際に支払った金銭を除く。）を、破綻外国株券等口座管理機関以外の外国株券等口座管理機関等が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻外国株券等口座管理機関以外の外国株券等口座管理機関ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻外国株券等口座管理機関以外の外国株券等口座管理機関に通知する。
- 7 当該外国株券等口座管理機関は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

第4節 口座振替

（機構への振替請求手続）

第17条 規則第53条第1項に規定する細則で定める振替請求は、別表3に定めるものとし、その処理時限その他の取扱いは、振替請求の種類に応じ、同表に定めるところによるものとする。

- 2 外国株券等機構加入者は、機構が定めるところにより、決済照合システム（機構が行う株式その他の有価証券及びこれに関連する取引の決済条件の照合及び情報の送受信に関する業務を処理するシステムをいう。）による決済条件の照合結果により直接に機構へ振替請求をすることができるものとする。

（外国株券等振替口座簿等への記載又は記録時期等）

第18条 規則第53条第3項に規定する記載又は記録及び通知は、別表3に定める時期に行うものとする。

（振替の一時停止又は解除の申告）

第19条 規則第54条に規定する細則で定めるものは、別表3に定める「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「先日付証券担保指定・同解除請求」、「当日証券担保指定・同解除請求」及び「担保指定証券預託（相手先指定・株

式等)」以外の振替請求とする。

- 2 外国株券等機構加入者は、別表3に定める「先日付振替請求」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」又は「当日一般振替請求一連動」に係る振替の処理を一時停止する措置（以下この条において「振替の一時停止」という。）の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- (1)「先日付振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合

当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

- (2)「先日付振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定（振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了（別表3に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。）の状態となっているもの（以下この節において「振替未了分」という。）に係るものに限る。）をしようとする場合

当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

- (3)「先日付一般振替請求一連動」後又は「当日一般振替請求一連動」後に当該申告又は指定（振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、振替未了分に係るものに限る。）をしようとする場合

機構の定めるところにより当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法

- 3 外国株券等機構加入者は、振替の一時停止の解除（前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。）を受けようとする場合には、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

（指定金融商品取引清算機関）

第20条 規則第55条に規定する細則で指定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「日本証券クリアリング」という。）
(2) 株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）

（日本証券クリアリングからの振替請求）

第21条 日本証券クリアリングが規則第55条の規定による渡方現物清算参加者（日本証券クリアリングの清算参加者のうち日本証券クリアリングの業務方法書に規定する現物清算資格を有する者（以下「現物清算参加者」という。）であり、かつ、外国株券等の渡方になった外国株券等機構加入者をいう。以下同じ。）の外国株券等機構加入者の口座から日本証券クリアリングの外国株券等機構加入者の口座への振替請求及び日本証券クリ

アリングの外国株券等機構加入者の口座から受方現物清算参加者（現物清算参加者のうち外国株券等の受方になった外国株券等機構加入者をいう。以下同じ。）の外国株券等機構加入者の口座への振替請求をする方法は、機構が別に定める。

- 2 日本証券クリアリングがDVP決済（日本証券クリアリングから受方現物清算参加者への有価証券の引渡しを、当該受方現物清算参加者から日本証券クリアリングに引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に行う方式による決済として日本証券クリアリングが定めたものをいう。以下同じ。）のために前項に規定する日本証券クリアリングの外国株券等機構加入者の口座から受方現物清算参加者の外国株券等機構加入者の口座への振替請求をする場合には、当該振替請求について、日本証券クリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付すことができる。
- 3 日本証券クリアリングは、前項に規定する場合には、機構に対し、機構が定めるところにより、当該振替請求の処理のために必要な情報を提供するものとする。

（日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者による振替の一時停止又は解除の申告）

第22条 渡方現物清算参加者は、前条第1項に規定する振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置（以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。）の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、振替日前日又は振替日に、当該申告又は指定（振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、当該振替請求に係る振替が未了の状態となっているものに限る。）をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるものにより行わなければならない。

- 2 渡方現物清算参加者は、振替の一時停止の解除（前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。）を受けようとする場合には、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

（日本証券クリアリングの振替請求に基づく振替等）

第23条 機構は、日本証券クリアリングから第21条第1項の振替請求を受けた場合には、次の各号に掲げる振替請求の区分に応じ、当該各号に定める時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリングの外国株券等機構加入者の口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

（1）別表3に定める「前日DVP振替請求（市場取引）」 振替日の業務開始時

（2）別表3に定める「当日DVP振替請求（市場取引）」 振替請求の受付後直ちに

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める時において当該振替請求に係る減少の記録をすべき口座についての口座残高不足等のために当該振替請求における振替数のうち振り替えられなかった数がある場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合には、振替

日に限り、当該口座に振替可能な残高が発生した時又は一時停止の申告が解除された時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリングの外国株券等機構加入者の口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(ほふりクリアリングからのDVP振替請求)

第 24 条 ほふりクリアリングが規則第 55 条の規定により渡方DVP参加者（ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところに従い清算参加者の資格を有する者（以下「DVP参加者」という。）のうち次項に規定する清算対象取引において外国株券等の渡方となる外国株券等機構加入者をいう。以下同じ。）の外国株券等機構加入者の口座からほふりクリアリングの外国株券等機構加入者の口座（以下この節において「DVP口座」という。）への振替請求（以下この節において「DVP振替請求」という。）をする方法は、機構が別に定める。

- 2 ほふりクリアリングは、DVP振替請求をする場合には、当該DVP振替請求について、振替実行条件（DVP振替請求に係る清算対象取引（ほふりクリアリングが対象取引としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。）に起因する債務の引受けに係る条件としてほふりクリアリングがその業務方法書に定めるものをいう。以下同じ。）を充足した場合に振替を行う旨の条件を付すことができる。
- 3 ほふりクリアリングは、前項に規定する場合には、機構が定めるところに従い、機構に対し、当該DVP振替請求に基づく処理のために必要な情報を提供するものとする。

(ほふりクリアリングの渡方DVP参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第 25 条 渡方DVP参加者は、DVP振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置（以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。）の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) DVP振替請求と同時に当該申告又は指定をしようとする場合

当該申告又は指定をする旨を明らかにしてほふりクリアリングを経由して振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(2) DVP振替請求後に当該申告又は指定（振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、振替未了分に係るものに限る。）をしようとする場合

当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

- 2 渡方DVP参加者は、振替の一時停止の解除（前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。）を受けようとする場合には、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(DVP振替請求に基づく振替等)

第26条 機構は、ほふりクリアリングからDVP振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。

(1) 別表3に定める「先日付DVP振替請求」及び「先日付貸株DVP振替請求」並びに振替日の午前9時前に機構が受けた、「当日DVP振替請求」及び「当日貸株DVP振替請求」については振替日の業務開始時に、振替日の午前9時以後に機構が受けた、「当日DVP振替請求」及び「当日貸株DVP振替請求」については直ちに、渡方DVP参加者の外国株券等機構加入者の口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。

(2) 前号の規定にかかわらず、当該DVP振替請求に係る振替実行条件が充足されていない場合には、振替実行条件が充足された時に当該外国株券等機構加入者の口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。

2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求のうち、「先日付DVP振替請求」及び「当日DVP振替請求」については振替日の午後2時までに、「先日付貸株DVP振替請求」及び「当日貸株DVP振替請求」については振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。

(担保指定証券に係る振替)

第27条 DVP参加者は、その外国株券等機構加入者の口座に記録されている外国株券等について、ほふりクリアリングへの担保(以下この節において「担保指定証券」という。)の差入れを目的とした振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、別表3に定める「先日付証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、前項の請求によりDVP口座に担保指定証券として記録された外国株券等について、前項のDVP参加者からの請求に基づく返還を目的としたDVP参加者の外国株券等機構加入者の口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、振替請求として、別表3に定める「先日付証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)

第27条の2 渡方DVP参加者は、その外国株券等機構加入者の口座に記録されている外国株券等について、DVP振替請求に係る清算対象取引のうち、外国株券等の貸借に係る担保の授受のための当該外国株券等の相手方への差入れ又は返戻を目的としたほふりクリアリングへの担保指定証券の預託に係る振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表3に定める「担保指定証券預託(相手先指定・株式等)」を機構にしなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づきDVP口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件（ほふりクリアリングが債務を引き受けた受方DVP参加者（DVP参加者のうち清算対象取引において外国株券等の受方となる外国株券等機構加入者をいう。以下同じ。）へ対象有価証券を引き渡すための条件としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。）が充足した時（一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあつては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時）、DVP口座及び渡方DVP参加者の外国株券等機構加入者の口座に減少の記録及び増加の記録をする。

（証券振替の完了に係る振替）

第28条 ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る外国株券等の引渡しのための振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、DVP口座に記録されている外国株券等について、受方DVP参加者の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る外国株券等の引渡しのための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表3に定める「受入予定証券引渡完了請求」を機構にしなければならない。

（振替対象証券残高間の振替）

第29条 ほふりクリアリングは、DVP参加者がDVP振替請求を機構に行う際に、併せて、DVP口座から当該DVP振替請求に係る渡方DVP参加者の外国株券等機構加入者の口座への振替の申請をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、DVP参加者が他の外国株券等機構加入者（ほふりクリアリングを除く。）の口座への振替請求を行った際に、併せて、DVP口座から当該DVP参加者の外国株券等機構加入者の口座への振替の申請をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。

3 ほふりクリアリングは、前2項に規定する振替請求を行う場合には、当該振替請求につき、ほふりクリアリングが定める条件が充足されたときに、ほふりクリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限り、機構の備える外国株券等振替口座簿に当該DVP振替請求に係る所要の記録を行う直前に、前2項に規定する振替請求に係る所要の記録をする旨の条件を付すことができる。この場合において、ほふりクリアリングは、当該振替請求に基づく振替のために必要な情報を、機構が別に定めるところに

従い、機構に対して提供するものとする。

- 4 機構は、ほふりクリアリングから第1項後段又は第2項後段の振替請求を受けた場合には、前項の規定により当該振替請求に付された条件に従い、機構の備える外国株券等振替口座簿中のDVP口座及び振替先のDVP参加者の外国株券等機構加入者の口座に係る所要の記録をする。この場合において、機構は、当該振替請求について当該条件が充足されていないときは、振替未了として取り扱い、振替未了分について機構が別に定める時刻までに当該条件が充足されなかったときは、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。

第30条 削除

第31条 削除

第32条 削除

(プール残高の指定及び解除)

第33条 機構は、DVP参加者による次の各号に掲げる申請を受けた場合であって、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了（以下この節において「振替未了等」という。）として取り扱うものがあるときは、当該条件が充足されたときに、当該申請を受けた順に当該申請に係る振替又は指定の処理を行うために、振替対象証券残高から控除すべき残高（以下この節において「プール残高」という。）を外国株券等機構加入者の口座ごとに指定する。

(1) 振替の申請（DVP振替請求により行われるものに限る。）

当該振替の申請に付された振替実行条件のうち振替対象証券残高に関するもの以外の条件

(2) 振替の申請（前号に掲げるものを除く。）

当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

- 2 DVP参加者は、前項各号に掲げる申請のうち同項の規定によりプール残高の指定を受けたもの以外の申請について当該各号に規定する振替対象証券残高に関する条件を充足させるためにプール残高の解除をしようとする場合には、同項各号に掲げる申請に係る振替日又は指定日にプール残高の解除の申請（以下この節において「プール残高解除申請」という。）をしなければならない。
- 3 機構は、プール残高解除申請を受けた場合には、直ちに、当該プール残高解除申請に係る第1項各号に掲げる申請について、同項の規定により指定したプール残高の指定の解除に係る処理を行う。

第5節 外国株券等の交付等

(交付等の請求の訂正又は取消しの指図)

第34条 外国株券等機構加入者は、機構に対して行った外国株券等の交付等の請求について、訂正又は取消しをしようとする場合には、その旨を明らかにして機構に指図しなければならない。

(外国株券等機構加入者の交付等の請求に係る残高不足の場合の取扱い)

第35条 機構は、外国株券等機構加入者から外国株券等の交付等の請求を受けた場合において、当該請求に係る口座残高が不足するときは、当該口座残高が発生した時に当該外国株券等機構加入者に係る外国株券等振替口座簿に所要の記載又は記録をする。

2 前項の場合には交付等の未了として取り扱い、交付等の請求に係る指図をした日の午後3時30分までに交付等をすべき口座残高が発生しなかった場合には、交付等の不能とし、当該交付等の請求がなかったものとして取り扱う。

(口座振替等の処理順位)

第36条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一の営業日の業務開始時における別表4に掲げる処理、業務開始後における交付等の未了、振替未了(第19条第2項第2号に規定する振替未了をいう。この条において同じ。)となっている「先日付振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求—連動」及び「先日付DVP振替請求」 別表4に定める処理順位で行う。

(2) 前号の営業日に係る「当日振替請求」、「当日残高調整請求」、「当日一般振替請求—連動」及び「当日DVP振替請求」 同号に規定する振替未了となっている請求及び指定未了となっている請求の処理を終了した後、機構が受け付けた順位で処理をする。

2 前項の規定にかかわらず、機構は、振替実行条件が充足されていないことに起因して振替未了として取り扱っている振替請求については、当該請求について振替未了として取り扱った順位で処理をする。

(交付に係る不適格な外国株券等)

第37条 規則第65条に規定する細則で定める不適格な外国株券等は、第14条各号に掲げる外国株券等をいう。この場合において、当該外国株券等の判断は、外国株券等の発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。

第5章 預託外国株券等に係る権利処理等

第1節 機構を通じた権利処理等

(配当金支払取扱銀行等への源泉徴収事務の委託)

第38条 規則第70条第2項の規定に基づき、機構が行う源泉徴収事務について、機構が配当金支払取扱銀行及び株式事務取扱機関に委託する事務は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 配当金支払取扱銀行に委託する事務

イ 外国株券等の配当金を外国株券等実質株主に交付する時に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第8条の3第3項及び第9条の2第2項、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)第28条第1項並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の31の規定に定めるところにより行う、所得税、復興特別所得税及び道府県民税の配当割(以下「所得税等」という。)を徴収する事務(以下「徴収事務」という。)

徴収事務は、株式事務取扱機関が作成した源泉徴収税に係る内訳明細書(以下「源泉徴収内訳明細書」という。)に基づき行い、所得税徴収高計算書の「納付義務者」欄に機構の所在地及び名称を記載し、「摘要」欄に配当金支払取扱銀行の所在地及び名称を記載するものとする。

ロ 所得税等を機構の所轄税務署等に一括納付する事務

所得税等の納付は、徴収の日の属する月の翌月10日までに行うものとする。

(2) 株式事務取扱機関に委託する事務

イ 源泉徴収内訳明細書に係る事務

外国株券等機構加入者から提出された外国株券等実質株主に関する資料等に基づき、源泉徴収内訳明細書を作成し、配当金支払取扱銀行に提出する事務

ロ 外国株券等機構加入者から提出された外国株券等実質株主に関する資料等に基づき、外国株券等の株式配当を外国株券等実質株主に交付等する際、所得税等を徴収する事務(以下「株式配当徴収事務」という。)

株式配当徴収事務は、機構が当該外国株券等の株式配当により新たに受領した外国株券等を売却して得た金銭又は外国株券等実質株主が当該株式配当に係る所得税等の額に相当する額として外国株券等機構加入者を通じて機構に支払った金銭を充当することにより行い、所得税徴収高計算書の「徴収義務者」欄に機構の所在地及び名称を記載し、「摘要」欄に株式事務取扱機関の所在地及び名称を記載するものとする。

ハ 前ロの株式配当徴収事務に係る所得税等を機構の所轄税務署等に納付する事務

所得税等の納付は、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに行うものとする。

ニ 支払調書作成及び提出等に係る事務

外国株券等の配当等に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 225 条第 1 項に定める支払調書を作成し、機構に送付する事務。ただし、外国株券等機構加入者から提出された外国株券等実質株主に関する資料等に本人確認した旨の表示がない場合には、外国株券等に係る支払調書に本人確認未済の表示を行い、本人確認済の外国株券等の配当等に係る支払調書と本人確認未済の表示を行った支払調書とを区分するものとする。

ホ 支払通知書の作成及び送付等に係る事務

外国株券等の配当等に係る租税特別措置法第 8 条の 4 第 4 項に定める支払通知書の作成及び外国株券等実質株主への送付等に係る事務

- 2 機構は、前項第 2 号ニに基づき受けた支払調書を本人確認済と本人確認未済に区分して機構の所轄税務署に提出するものとする。

（株式事務等に係る外国株券等機構加入者の義務）

第 39 条 外国株券等機構加入者は、所得税法第 224 条、同法第 224 条の 3 又は租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 10 の 3 に規定する受領者等が告知され、告知書の受入れ又は本人確認書類の提示を受けた場合には、告知された又は告知書若しくは本人確認書類に記載された氏名又は名称、住所及び共通番号の確認を行うこととし、当該告知書及び本人確認書類を保管するものとする。

- 2 前項の規定に従った確認を行った場合、外国株券等機構加入者は、本人確認を行った旨を外国株券等実質株主に関する資料等に表示し、機構を通じて株式事務取扱機関に通知する。

- 3 外国株券等機構加入者は、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 337 条第 5 項、同令第 338 条第 4 項及び第 5 項、同令第 339 条第 6 項及び第 9 項並びに租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 4 項に規定する帳簿等を作成し、保管するものとする。

（外国株券等の配当等に係る事務に関する責任等）

第 40 条 機構が行う源泉徴収事務について、外国株券等機構加入者の事務に起因する誤りがあった場合（外国株券等機構加入者が提出した外国株券等実質株主に関する資料等において不正確な記述があったこと又は記述が不足していたことに起因して当該誤りが生じた場合を含む。）には、当該外国株券等機構加入者は、当該誤りに係る所得税等（不納付加算税及び延滞税を含む。）を配当金支払取扱銀行の所轄税務署等に納付するものとする。ただし、当該誤りが配当金支払取扱銀行に起因するものである場合には、当該配当金支払取扱銀行が当該誤りに係る所得税等（不納付加算税及び延滞税を含む。）を所轄税務署等に納付するものとする。

- 2 第38条第1項第1号イに規定する所得税徴収高計算書の記載方法にあつては、前項ただし書の配当金支払取扱銀行の納付について、第38条第1項第2号ロに規定する所得税徴収高計算書の記載方法にあつては、前項本文の外国株券等機構加入者の納付について準用する。
- 3 外国株券等口座管理機関は、第1項の機構が行う源泉徴収事務に係る誤りに関し、その外国株券等加入者との間において紛議が生じた場合には、当該外国株券等口座管理機関の責任において解決するものとする。

(その他の事務処理)

- 第41条 第38条第1項第2号の規定は、外国株券等実質株主に現金及び株式配当以外の権利(株式事務取扱機関が処理することとされている権利に限る。以下「その他の権利」という。)が付与された場合について準用する。ただし、当該権利が、国内において源泉徴収の対象となる場合について準用する。
- 2 その他の権利について、株式配当に係る事務に準じることが適当でないと認められる場合には、配当金支払取扱銀行、株式事務取扱機関、機構その他の関係者が協議のうえ定めることとする。

第2節 配当等の処理

(1株未満の算定方法)

- 第42条 規則第72条第1項第2号、同第73条第1項第2号及び同第3号に規定する1株未満の算定は、外国株券等実質株主ごとに行うものとする。

第3節 外国株券等実質株主に関する資料等の提供

(外国株券等実質株主の報告の委任)

- 第43条 外国株券等加入者又は外国株券等機構加入者が、他の外国株券等機構加入者の自己口又は顧客口に、口座の振替により外国株券等を担保として差し入れている場合には、原則として、担保として振替を受けた外国株券等機構加入者(以下この条において「担保受入外国株券等機構加入者」という。)は、当該外国株券等に係る外国株券等実質株主の報告の事務を、担保差入れのために振替請求を行った外国株券等機構加入者(以下この条において「担保差入外国株券等機構加入者」という。)に委任するものとする。
- 2 前項の規定により、外国株券等実質株主の報告の事務を担保差入外国株券等機構加入者に委任した担保受入外国株券等機構加入者は担保として振替を受けた外国株券等の銘柄、数等を、担保差入外国株券等機構加入者は担保として振り替えた外国株券等の銘柄、数等を、それぞれ権利確定日等の日の翌営業日に機構に報告しなければならない。

3 機構は、前項の規定により担保受入外国株券等機構加入者及び担保差入外国株券等機構加入者から報告された銘柄、数等を照合し、一致することを確認した後、担保受入外国株券等機構加入者の外国株券等機構加入者の口座の残高から当該数を差し引き、担保差入外国株券等機構加入者の外国株券等機構加入者の口座の残高に当該数を加えて、機構に報告すべき外国株券等実質株主の株式の報告数（合計）を算出する。

第6章 雑則

（特定個人情報の安全を確保するための措置）

第44条 規則第81条の3第2項の確認は、機構が外国株券等機構加入者に開示する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第24条第2号に規定する体制の整備状況を確認する方法により行うものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月27日通知）

この改正規定は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日通知）

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

附 則（平成19年12月3日通知）

この改正規定は、平成19年12月3日から施行する。

附 則（平成20年11月26日通知）

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日通知）

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 24 日通知）

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 17 日通知）

この改正規定は、平成 23 年 9 月 20 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 1 日通知）

この改正規定は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 14 日通知）

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 26 日通知）

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 8 日通知）

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日通知）

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日通知）

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの

稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により外国株券等保管振替決済業務を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成26年1月7日以後の機構が定める日から実施する。

附 則（平成27年1月26日通知）

この改正規定は、平成27年2月2日から施行する。

附 則（平成27年10月13日通知）

この改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年12月3日通知）

この改正規定は、平成31年1月4日から施行する。

附 則（令和2年9月4日通知）

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。

附 則（令和4年7月13日通知）

この改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

別表 1

1 統合Web端末

(1) 入力

○ 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
先日付振替請求	午前9時から午後8時まで	規則第53条第1項	振替日の前営業日以前に入力 (振替日における取消(振替未了となっている請求のみ対象)に係る入力は午前7時から午後3時30分まで)
当日振替請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
前日残高調整請求	午前9時から午後8時まで	同上	振替日の前営業日に入力
当日残高調整請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
先日付一般振替請求ー連動 〈決済照合システム連動〉	前々営業日までの午前7時から午後10時まで 及び前営業日の午前7時から午後8時まで	規則第53条第1項、細則第17条 第2項	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時まで
当日一般振替請求ー連動 〈決済照合システム連動〉	前営業日の午後8時から午後10時まで及び当日の午前7時から午後3時20分まで	同上	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日午後8時から振替日当日午後3時まで
振替一時停止申告(市場取引)	午前9時から午後8時まで	規則第54条、細則第22条第1項	振替日の前営業日に入力
一時停止・同解除申告(未了分)	午前7時から午後3時30分まで	規則第54条	振替日の当日に入力
当日DVP振替請求(市場取引)	午前9時から午後3時30分まで	規則第55条、細則第21条第1項	振替日の当日に入力
先日付DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	前々営業日までの午前7時から午後10時まで 及び前営業日の午前7時から午後8時まで	規則第53条第1項、細則第17条 第2項、同第24条第1項	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時まで(ほふりクリアリングによる先日付DVP振替請求に連動)
当日DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	前営業日の午後8時から午後10時まで及び当日の午前7時から午後1時50分まで	同上	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日午後8時から振替日当日午後1時50分まで(ほふりクリアリングによる当日DVP振替請求に連動)
先日付貸株DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	前々営業日までの午前7時から午後10時まで 及び前営業日の午前7時から午後8時まで	同上	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時まで(ほふりクリアリングによる先日付貸株DVP振替請求に連動)
当日貸株DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	前営業日の午後8時から午後10時まで及び当日の午前7時から午後1時30分まで	同上	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時から振替日当日の午後1時20分まで(ほふりクリアリングによる当日貸株DVP振替請求に連動)

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
先日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後8時まで	細則第27条	指定日又は指定解除日の前営業日以前に入力
当日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	指定日又は指定解除日の当日に入力
担保指定証券預託（相手先指定・株式等）	前営業日の午前7時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1時30分まで	細則第27条の2	－
受入予定証券引渡完了請求	午前9時から午後3時30分まで	細則第28条第2項	受入予定証券の引渡しの請求をする日の当日に入力
プール残高解放請求	午前9時から午後3時30分まで	細則第33条第2項	請求する日の当日に入力
現地預託請求	午前9時から午後3時30分まで	規則第34条第2項	当該請求の取消の入力が可能な時間は現地保管機関毎に機構が別途定める時限まで
現地交付請求	午前9時から午後3時30分まで	規則第60条第1項	当該請求の取消の入力が可能な時間は現地保管機関毎に機構が別途定める時限まで

(2) 出力

○ 外国株券等機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
証券口座処理明細	午前7時から午後8時まで	規則第53条第3項	－
処理明細詳細	午前7時から午後8時まで	同上	－
蓄積メッセージ一覧	午前7時から午後8時まで	－	新規記録済通知、振替済通知、抹消済通知その他
現地預託交付請求状況一覧	午前7時から午後8時まで	－	－
貸株取引状況一覧	午前7時から午後8時まで	－	ほふりクリアリングが清算対象取引としている貸株等の取引における処理の進捗状況に係る通知

2 外株ファイル伝送

(1) 入力

① 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
前日振替請求	午前3時から午後8時まで	規則第53条第1項	振替日の前営業日に入力
前日残高調整請求	午前3時から午後8時まで	同上	同上
前日証券担保指定・同解除請求	午前3時から午後8時まで	細則第27条	指定日又は指定解除日の前営業日に入力
前日DVP振替請求（市場取引）	午前3時から午後8時まで	規則第55条、細則第21条第1項	振替日の前営業日に入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
振替一時停止申告（市場取引）	午前3時から午後8時まで	規則第54条、細則第22条第1項	振替日の前営業日に入力
外株担保受入れデータ	午前3時から午前9時まで	細則第43条第2項	権利確定日の翌営業日に入力
外株担保差入れデータ	午前3時から午前9時まで	同上	権利確定日の翌営業日に入力
外株実質株主報告データ	権利確定日の翌営業日 午後3時から午後8時まで 権利確定日の翌々営業日から権利確定日の4営業日まで 午前3時から午後8時まで	規則第76条第2項及び第3項	権利確定日から4営業日後までに入力

② 株式事務取扱機関からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
外株配当金明細データ	午前3時から午後8時まで	—	配当金支払開始日の4営業日前まで

(2) 出力

① 外国株券等機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
帳表ファイル	午前3時から午後8時まで	—	口座処理の結果を出力
残高確認データ	午後4時30分から午後8時まで	規則第43条、細則第13条第1項	毎営業日に出力
外株実質株主通知日程案内	午前3時から午後8時まで	規則第76条第1項	権利確定日の前営業日から起算して5営業日前の日
外株担保データ入力処理内容通知	午前3時から午前9時まで	—	外株担保受入れデータ及び外株担保差入れデータの送信日当日
外株担保突合不一致データ	午後3時から午後8時まで	—	外株担保受入れデータ及び外株担保差入れデータの送信日当日
外株実質株主報告データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	—	外株実質株主報告データの送信日当日
外株配当金明細通知データ	午前3時から午後8時まで	—	配当金支払開始日の3営業日前

② 株式事務取扱機関への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
外株実質株主通知日程案内	午前3時から午後8時まで	規則第76条第1項	権利確定日の前営業日から起算して5営業日前の日
外株実質株主通知データ	午前3時から午後8時まで	規則第76条第5項	権利の権利確定日の6営業日後

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
外株配当金明細データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	—	外株配当金明細データの送信日当日

3 オンライン・リアルタイム接続

(1) 入力

○ 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
先日付振替請求	午前9時から午後8時まで	規則第53条第1項	振替日の前営業日以前に入力
当日振替請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
前日残高調整請求	午前9時から午後8時まで	同上	振替日の前営業日に入力
当日残高調整請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
当日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	細則第27条	指定日又は指定解除日の当日に入力
担保指定証券預託（相手先指定・株式等）	前営業日の午前7時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1時30分まで	細則第27条の2	—
振替一時停止申告（市場取引）	午前3時から午後8時まで	規則第54条、細則第22条第1項	振替日の前営業日に入力
一時停止・同解除申告（未了分）	午前7時から午後3時30分まで	規則第54条	振替日の当日に入力

(2) 出力

○ 外国株券等機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知、振替済通知、振替実行済通知、振替未了通知、振替完了通知、振替未了理由変更通知、処理済通知、処理済通知(更新情報付)、不能通知、預託通知、未了通知、担保振替実行済通知、未了理由変更通知、決済未了通知、預託通知（取消）	午前7時から午後8時まで	—	振替済の通知等の通知
新規記録済通知	午前9時から午後3時30分まで	規則第34条第4項	—
抹消済通知	午前9時から午後3時30分まで	規則第62条第2項	—
帳表ファイル	午前3時から午後8時まで	—	口座処理の結果を出力

4 スイフトネットワーク

(1) 入力

○ 現地保管機関からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
現地預託請求完了通知データ	時間指定なし	—	—
現地交付請求完了通知データ	時間指定なし	—	—
現地預託未了請求状況通知	時間指定なし	—	—
現地交付未了請求状況通知	時間指定なし	—	—
口座残高通知	時間指定なし	—	—
権利処理に係る事前通知	時間指定なし	—	—
権利処理に係る完了通知	時間指定なし	—	—

(2) 出力

○ 現地保管機関への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
現地預託請求指図データ（取消分を含む）	時間指定なし	—	—
現地交付請求指図データ（取消分を含む）	時間指定なし	—	—
権利処理に係る指図・連絡	時間指定なし	—	—

5 Target 保振サイト接続

(1) 入力

① 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
--------	----------	--------	----

外国株券等振替口座簿記録事項証明書交付請求その他	時間指定なし	規則第30条第1項、同第76条第2項及び第3項、細則第12条	—
--------------------------	--------	--------------------------------	---

② 株式事務取扱機関からの入力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
居住国リストその他	時間指定なし	—	—

(2) 出力

① 外国株券等機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
外国株券等機構加入者通知その他	時間指定なし	規則第5条第2項等	—

② 株式事務取扱機関への出力

データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考
源泉税率区分情報その他	時間指定なし	規則第76条第5項	—

以 上

別表2

区分口座コード	口座種別	属性区分
00	自己口	保有口
01～19		保有口
20～39		信託口
40～49		保有口又は信託口
50～59	予備（無指定）	
60～69	顧客口	顧客口
70～79		顧客口
80～89		顧客口
90～97	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口

(注)

- この表において「区分口座コード」とは、外国株券等保管振替決済制度において外国株券等機構加入者の口座の区分口座を特定するためのコードをいう。
- 表中の区分口座のコードと口座種別及び属性区分との対応は、原則的なものである。
- この表に基づいて外国株券等機構加入者が設定することのできる外国株券等機構加入者の口座は、株式等振替制度において当該外国株券等機構加入者が有する機構加入者口座と同一の区分口座コード、口座種別及び属性区分を有するものに限る。

以 上

別表 3

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
先日付振替請求	振替日の業務開始時	振替未了	可	ファイル伝送による場合には、前日振替請求
当日振替請求	振替請求の受付後直ちに	振替未了	可	—
前日残高調整請求	振替日の業務開始時	振替不能	否	同一外国株券等機構加入者の区分口座間の振替を行う場合のみ使用可能
当日残高調整請求	振替請求の受付後直ちに	振替未了	否	同上
先日付一般振替請求—連動 〈決済照合システム連動〉	振替日の業務開始時	振替未了	可	—
当日一般振替請求—連動 〈決済照合システム連動〉	振替請求の受付後直ちに	振替未了	可	—
先日付DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	振替日の業務開始時	第26条等に規定	可	ほふりクリアリングのみ請求可能（決済照合システムへの入力はDVP参加者が行う。）
当日DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	振替請求の受付後直ちに	第26条等に規定	可	同上
先日付貸株DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	振替日の業務開始時	第26条等に規定	可	同上
当日貸株DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	振替請求の受付後直ちに	第26条等に規定	可	同上
受入予定証券引渡完了請求	振替請求の受付後直ちに	振替不能	否	DVP参加者とほふりクリアリングとの間の受入予定証券に係る振替にのみ利用
前日DVP振替請求（市場取引）	振替日の業務開始時	第23条等に規定	可	日本証券クリアリングのみ請求可能
当日DVP振替請求（市場取引）	振替請求の受付後直ちに	第23条等に規定	可	日本証券クリアリングのみ請求可能

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
先日付証券担保指定・同解除請求	振替日の業務開始時	振替不能	否	ファイル伝送による場合には、前日証券担保指定・同解除請求 DVP参加者とほふりクリアリングとの間の担保指定証券に係る振替にのみ使用
当日証券担保指定・同解除請求	振替請求の受付後直ちに	振替不能	否	同上
担保指定証券預託（相手先指定・株式等）	前営業日に入力したもののについては、振替日の業務開始時、当日に入力したもののについては、振替請求の受付後直ちに	振替未了	否	同上

(注)

- この表において「振替未了」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求により減少の記録をすべき外国株券等機構加入者の口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合、当該振替請求が一時停止となっている場合又は当該振替請求の振替実行条件が満たされていない場合には、当該数の記録が発生したとき、当該一時停止が解除されたとき又は当該振替実行条件が充足されたときに外国株券等機構加入者の口座に当該振替請求に係る減少の記録及び増加の記録をする処理のことをいう。振替日においては、振替未了状態となっているものに限り、振替請求の撤回をすることができる。
- この表において「振替不能」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求により減少の記録をすべき外国株券等機構加入者の口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合には、当該振替請求はなかったものとして扱う処理のことをいう。
- 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求（前日DVP振替請求（市場取引）及び当日DVP振替請求（市場

取引)を除く。)については、午後3時30分まで(担保指定証券預託(相手先指定・株式等)については、午後1時30分まで)に減少の記録をすべき外国株券等機構加入者の口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。

以 上

別表 4

処理順位	処理種別
1	現地預託完了の処理
2	前日残高調整請求に係る振替の処理
3	現地交付完了の処理
4	前日DVP振替請求（市場取引）の処理
5	先日付一般振替請求一連動に係る振替の処理
6	先日付振替請求に係る振替の処理
7	担保指定証券に係る振替の処理
8	先日付DVP振替請求に係る振替の処理
9	先日付貸株DVP振替請求に係る振替の処理

(注)

- 1 同一処理種別内で複数の請求が競合する場合には、原則として受付順とする。
- 2 入力媒体が異なる等の理由により、受付順位が明確にならない場合は、次の順位による。
 - ① ファイル伝送により受理したデータ
 - ② 統合Web端末により受理したデータ

以 上